

明石市商業振興基本計画の改定に係る支援業務委託仕様書

1 業務名称

明石市商業振興基本計画の改定に係る支援業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から 2027 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

「明石市商業振興基本計画」の策定から 10 年以上が経過し、計画期間が満了していることから、現在の本市の商業の現状やこれまでの取組の振り返り、市内商業を取り巻く環境の変化や市の計画や施策の整理等を踏まえ、令和 9 年度から 4 年間（令和 12 年度末）を計画期間とする次期計画を策定する。

本業務は、計画の策定に必要な関係資料の収集・作成・整理・提供、アンケートの実施・集計、新基本計画の取りまとめ、その他必要となる資料の収集・作成・整理・提供など、計画策定に向けた支援業務を委託することにより、円滑かつ効率的な事務の執行を目指すものである。

4 業務場所

明石市内全域

5 業務内容

(1) 業務計画書(業務方針、業務工程等)の作成

次の事項を記載した業務計画書を作成し、提出すること。

なお、記載内容を変更する必要があるときは、理由を明確にした上で、その都度速やかに委託者に変更後の業務計画書を提出し、その承諾を得ること。

ア 業務遂行方針

イ 業務詳細工程（月別）

ウ 業務実施体制及び組織図

エ その他委託者が必要とする事項

※「明石市商業振興基本計画改定スケジュール（案）」参照

(2) 明石市の商業が抱える課題等を整理し、課題解決に向けた方針案等を提案すること。

(3) 「明石市商業振興による地域活性化審議会」及び「ワークショップ」の運営に関する助言、提案等を行うこと。

(4) 「明石市商業振興による地域活性化審議会」における検討、市民アンケート、ワークショップの結果などを踏まえた計画を作成すること。

(5) 月 2 回程度を目安に、業務の進捗確認、業務の遂行方針等を協議する定例会議を開催すること（具体的な開催頻度は、契約締結後に協議）。なお、開催方法は、オンライン・対面を問わない。

(6) その他

① 業務期間中は担当職員と十分に連携を取り、業務の調整を図ること。

② (5)の定例会議その他の打合せを実施した場合は、1 週間以内に議事録を作成して提出すること。なお、議事録の様式は、担当職員と協議の上決定するものとする。

③ 必要に応じて全国的な事例や資料の収集・分析を行い、委託者へ提供すること。

6 成果品

- (1) 5(4)の計画（本編・概要版・資料編）
- (2) 5(6)②の議事録
- (3) 5(6)③の提供物
- (4) その他、委託者と協議の上で必要とされたものや関連資料
 - ※ 成果品は、出力データを3部、電子データを1部作成し、提出すること。
 - ※ 電子データの形式は、職員と協議の上決定するものとする。

7 成果品に係る著作権の帰属

- (1) 本業務を行うにあたり作成したイラストや表などのデータ（以下「本件イラスト等」という。）の著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等の一切の権利は明石市（以下「委託者」という。）に帰属する。
- (2) 本業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）は、委託者又は委託者が本件イラスト等の利用を許諾した者に対して、本件イラスト等に係る著作権者人格権を行使しない。委託業務期間終了後も同様とする。
- (3) 受託者が第三者に本件イラスト等の作成を委託した場合、第三者の著作権者人格権不行使に係る同意を得ておくこと。委託業務期間終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、本業務以外に委託者の許可なく本件イラスト等を利用又は貸与してはならない。
- (5) 受託者は、作成した本件イラスト等のデータについても委託者から求められた際には提出すること。
- (6) 本件イラスト等の譲渡の対価は、委託料に含まれるものとする。
- (7) 本件イラスト等について、受託者は商標の登録申請を行わず、委託者が当該申請を行うときは、無償で協力すること。
- (8) 受託者は、委託者又は委託者が本件イラスト等の利用を許諾した者が本件イラスト等の利用について第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任をもって対処し、委託者、委託者が本件イラスト等の利用を許諾した者又は第三者に生じた損害を自らの負担によって賠償するものとする。

8 守秘義務

業務の実施に際して知りえた秘密は、契約期間中、契約期間後及び解除後においても、他人に漏洩しないこと。

9 その他

本仕様書に記載のない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、その指示に従うこと。